



わだち

WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第41号
2020年 夏号

▶ 巻頭言	大森 剛	2
▶ コロナウイルスの感染拡大の中で	山田 庸男	3
▶ 新人紹介	才木 晴幹	4
	弓削 雄翼	6
▶ 近況報告		
ご存知ですか、立木登記	中世古裕之	8
ご縁を大事に	松嶋 依子	8
弁護士10年目を迎えて	氏家真紀子	9
▶ 災害と法		
職場での感染と損害賠償	二宮 誠行	10
災害と不可抗力について	三好 吉安	11
新型コロナウイルスによる業績悪化からの事業再生	森 瑛史	12
災害等によるイベントの中止	林 友宏	13
災害に伴う業績不振を理由とした解雇の有効性	岩田 和久	14
災害による休業と賃金の関係性	日下部太一	15
家賃は下げてもらえますか？	増田 広充	16
災害等の非常事態が起きた場合の株主総会	細川 敬章	17
▶ 公正取引委員会との折衝の重要性	越知 寛子	18
▶ 知財コーナー	戀田 剛	20
▶ 税理士に聴く	座間 昭男	21
▶ 近時の判例紹介	杉野 龍太	23
▶ 健康一口メモ	橋本 聰一	24

暑中お見舞い申し上げます



代表社員弁護士
大森 剛

中国に端を発したとされる新型コロナウイルスが、全世界において猛威を振るい、感染拡大防止のため、法的な拘束力を持つ外出禁止令がなされ、理由もなく外出していると拘束される国もありました。

日本でも、生活のさまざまな場面で「自粛要請」がなされました。こうした要請には、法的な強制力はないものの、日本国民の「正義感」のおかげなのか、「同調圧力」のせいなのか、人々の行動が実質的に制限されました。

この原稿執筆時点においては、国内では1日の感染者数が減少傾向となるなど、事態は一応の落ち着きを見せつつあり、徐々に自粛要請が緩和されてきていますが、この秋や冬には流行の第二波、第三波がやってくるともいわれており、われわれの生活が元どおりになるには時間がかかりそうです。

この新型コロナウイルスの蔓延は経済にも深刻な打撃を与えています。

「三密を避ける必要」があるとのこと、飲食店や娯楽施設などが営業自粛を要請され、企業においてもテレワークや交替勤務など、通勤中や勤務中の混雑を緩和することが求められました。これにより事業活動が停滞し、倒産に

至ったり業績が悪化したりした事業主や企業が相当数現れたばかりか、それに伴い、雇用不安も広まり、家計に大きな打撃を受けた人達も少なくありません。

政府も、世帯に対する定額給付金や、企業に対する緊急融資など、様々な施策を講じていますが、「巧遅は拙速に如かず」とはいえ、あまりにもお粗末な対応も多々あり、国民の批判的になっています。

こうした新型コロナウイルスによる社会混乱のなか、東京高検検事長の定年延長の閣議決定や、検察官の定年延長のための検察庁法の改正法案が、国民の関心を集めました。大多数のマスコミがこぞって反対し、SNSでこれに反対する意見が多数集まったなどと報道され、改正法案の今回の成立は見送られることとなりました。また、検事長の定年延長の閣議決定問題については、当の本人が賭け麻雀をしていたとして自ら辞任するという、あつけない幕切れとなりました。賭け麻雀の相手が新聞社の記者や社員という皮肉なおマケまでつきました。

こうした昨今の出来事に関し、私は、テレビの報道態度（特にワイドショー）

が非常に気になりました。

既存の権力を徹しく監視するのでも、マスコミの役割であることは間違いなく、また、マスコミには編集の自由がある一方で、テレビ局などの放送事業者に適用される放送法においては、放送番組の編集にあたっては、「政治的に公平であること」、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」が求められています。もちろん、これに沿った番組もあるのですが、必ずしもそうではない番組もあるように思います。国民の一時的な感情だけに訴えるのではなく、あくまで理性的に判断できるための素材や視点を与えることが、マスコミの役割ではないかと思っています。

また、SNSでの意見があたかも民意を反映しているかのような論調も気になりました。

SNSは、誰でも自分の意見を自由に発信できるツールで、表現の自由の保障の観点からは、とても有意義なものだと思いますが、一方で、手軽に匿名で意見を発信でき、かつ簡単に拡散することが可能なため、ともすれば煽動的に作用する懸念もあるように思います。

SNSで政治的意見を発信する人と

いうのはまだ少数であり、これを民意と同視することは少なくとも現時点では慎まなければならないのではないのでしょうか。民意を問う手段と言うのはあくまで選挙であり、これが民主主義の根幹をなしている点を忘れてはならないように思います。

また最近ネットニュースなるものをよく目にしますが、これも一定の立場に立ったポジショントークが多いような気がしており、これらを読むわれわれも、情報を取捨選択する目を養っていかねばならないと思います。

われわれ法曹の世界では、裁判期日が全国的に取り消されたりするなどありました。次第に再開され、平常に戻りつつあります。今回の新型コロナウイルス騒動に関しては、依頼者の方々から様々な法律的な質問をいただきました。本号では、これらの経験を踏まえて「災害と法」についての特集をしておりますので、是非ご参照ください。

まだまだ、先が完全には見通せない情勢ですが、当事務所としては、すこしでも皆様のお役に立てるよう体制を整えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

コロナウイルスの感染拡大の中で



公益財団法人
梅ヶ枝中央きずな基金
代表理事
山田 庸 男

1 はじめに

本年1月30日に、世界保健機構（WHO）は、新型コロナウイルスが世界で感染拡大している事を公表し、警告を発しました。今では、世界で606万5624人が感染し、死亡者も36万9274人となり（本年5月末日時点）、1918年に死亡者約5000万人を出し大流行したスペイン風邪以来のパンデミック状態となっています。我が国でも、4月16日に緊急事態宣言が発令され、密閉、密集、密接の三密を避けて自粛することを要請し、外出を8割減らし、テレワークを推奨するようになりまし。その自粛効果もあり、今では緊急事態宣言が解除され順次普段の生活を取り戻しつつありますが、有効な治療薬やワクチンの開発には



まだ相当の期間が要することから「三密」生活は避けようがありません。コロナウイルスと共存する「ウィズコロナ」の時代が当分続きそうです。

2 きずな基金への影響

本基金は、今春高校生の卒業生を20名送り出し、新規応募者28名のなかから書類審査や面接を経て13名を採用し、今年度は計55名の中高生を支援することになりました。これまで総勢105名の大学生を送り出すところまで活動は定着しています。昨年度は、恒例の年2回の交流会のほか、能勢でのキャンプや初めての試みの餅つき大会を開催しました。昨年12月29日に奈良県生駒市の古民家で実施した餅つき大会には、多くの中高生と保護者それ

に卒業生達総勢70余名が集まり、とても感動的な行事となりました。

本年度は、昨年の活動をさらに充実させるべく企画していましたが、今春にコロナウイルスの感染拡大が深刻となり、これまで予定していた交流会も中止となり、今後の企画も実施困難な状況にあります。そもそも私達の活動は、密接、密集して友好、支援の輪を拡げることにより、残念ながら現在の状況ではすべての企画を断念せざるを得ず、秋の交流会も実施できるか不透明です。

このように例年の恒例行事が大きく成約を受けるだけではなく、塾代等を経済支援している子ども達にとって、肝心の塾の大半が閉鎖となり、学校も休校のために自宅での学習を余儀なくされました。また、卒業した大学生達も、その大半がアルバイトをして生活費を捻出し、学生生活を維持するため、バイト先が閉鎖、休業となり、生活費の捻出に苦慮する事態となりました。

最近の報道では、5人に1人が休学、退学を検討しているとされています。このような事態に危機感を覚え、本基金では、本年度に限り、子ども達に支援している塾代等を生活費に充当する

ことを認め、また卒業した大学生、大学院生には一律10万円を支給することを決め、急遽理事会及び評議員会の書面での賛同を得て実施することとしました。これまで対象学生75名のうち57名に緊急支援を行いました。

こういった救済措置は、本来であれば行政が対応するべきと思いますが、議論倒れで対応が遅く、改めて行政の脆弱さを実感させられました。

3 コロナ騒ぎの中で

このような事態の中で、ある卒業生から、当基金の支援対象中高生の悩み相談に乗るために、LINEを活用した「きずな相談室」を設置したいという嬉しい提案があり、早速子ども達全員に案内したところ、33名の子ども達がLINE@に登録してくれました。また、卒業生約20名が回答者として登録してくれています。既に何件かの悩み相談や助言を求める相談が届いています。コロナ感染拡大という難事にあっても、また新たなきずな輪が広がっていることを実感しています。

役所から弁護士へ

弁護士 才木 晴幹

1 生い立ち

皆様、はじめまして、本年1月より当事務所大阪事務所勤務しております、弁護士才木晴幹と申します。この場を借りて、皆様に自己紹介をさせていただきます。ばと思います。

出身は島根県出雲市です。といっても、しばらく前に市町村合併により出雲市に編入された町の出身です。出雲市民になったのはその時からです。

出雲と聞いて皆さんが一番頭に



思い浮かべるのが出雲大社ではないでしょうか。当然、私は子供のころから何度も行っていますが、シンボルである大しめ縄のほか、近年では大鳥居か

ら正門に続く「神門通り」も飲食店や土産物屋で賑やかになり、出雲大社仕様のスターバックスもできるなど、観光地としての魅力も高まっているのではないかと思います。名物の出雲そばも絶品ですので、ぜひ一度足を運んでいただければと思います。

話を戻すと、私は高校卒業までを島根で過ごし、大学入学を機に大阪に引っ越ししました。島根にいた頃には地元の方言も話していましたが、島根を離れて14年も経ちましたので、今ではすっかり標準語です。ただ現在、日々関西弁のシャワーを浴びていますので、今後自分の言葉がどうなっていくかは自分自身気になるところです。

大学では法学部に在籍していましたので、周りには法曹になるために法科大学院（ロースクール）を目指す友人も多かったのですが、当時の私は、学部の後さらに2、3年間も社会に出られないのは嫌だと思い、その選択はとらず、国家公務員試験を受け、大学卒業後、法務省に入省し、約8年弱勤務しました。

2 公務員時代

もともとは、民法や会社法などの民事基本法制の立案に携わる仕事でしたが、

いところですが、大阪でも早くいいテニスクールを見つけ、テニスライフを再開させたいと思います。

また、趣味というのか分かりませんが、昔から旅行が好きです。社会人時代には時間がなく、国内中心でしたが、司法修習が終わった昨年12月には、ドイツ、イタリアを10日ほど観光しました。ヨーロッパに行ったのはそれが初めてでしたので、現地の景色や食事を存分に楽しむことができました。弁護士として勤務を始めましたので、なかなか時間を作って海外に、とはいかな



最初に配属されたのは、訟務部門という部署でした。訟務とは、国が当事者である訴訟や、国に重大な利害がある訴訟について、国の代理人（正確には法務大臣の指定代理人）として、実際に訴訟対応に当たるといった業務です。中央省庁の業務なので、法律立案や予算編成の仕事をするものと思っていたのですが、そのような仕事とは全く異なり、日々、日本中の裁判所で係属している訴訟に関する連絡調整を行っていました。また、着任当初から、東京の大企業を相手方とする損害賠償請求訴訟や基地訴訟の担当になり、右も左も分からないまま訟務検事の後を付いて回っていたことを覚えています。

入省2年目には、東京のある法務局（登記所）に転勤し、不動産登記・商業登記の処理に従事しました。登記申請の審査やシステム処理のほか、申請窓口や登記相談で市民に直接接する機会も多く、本省勤務ではできない貴重な経験を積むことができました。

その後 国土交通省への出向を含め、何度かの異動を経験し、直近では、法務省人権擁護局という部署で2年7か月ほど勤務しました。着任した直後に、世間で「ヘイトスピーチ対策法」と呼ばれる法律が成立、施行され、地方自治体や関係する他の省庁と「ヘイトスピーチ」解消に向けた施策の立案にあ

5 最後に

まだ弁護士になってから日の浅い未熟者ですので、分からないことも多く、日々、自分の実力不足を痛感しています。幸い、弊所には様々な分野で経験豊富な弁護士が多数在籍しておりますので、周囲から多くの知識を得ながら、一日でも早く、一人前の弁護士になるべく努力していきたいと思っています。私は、大阪事務所勤務ですので、大阪をはじめ関西の皆様のお世話になることが多いかと存じますが、何卒ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

3 公務員から弁護士へ

前述のとおり、公務員の仕事はいずれも社会的影響が大きく、重い責任が伴うものばかりでしたので、大変ながらも充実した日々を送らせてもらいました。しかし、組織で仕事をする以上、自分の判断で決定できることには制約がありました。また、異動も頻繁にあるため、特定の分野で専門性を高めることは難しく、また、必ずしも自身の異動希望が叶えられるわけでもないため、自身の望むキャリアの形成という点で限界を感じていました。その

ような中、業務の中で弁護士の仕事について知るようになり、自ら選択した分野で経験や専門性を磨き、依頼者が抱える問題を解決に導く弁護士の仕事に魅力を感じるようになったことから司法試験受験を決意しました。働きながらの試験勉強は予想以上に困難を伴いましたが、弁護士として働く自分をイメージしながらなんとか耐え抜くことができました。

4 趣味、挑戦したいこと

昔から熱中するような趣味があまりなく、いざ始めてもすぐにやめてしまうことも多かったのですが、その中でも比較的長く続けているのがテニスです。ただし、学生の時からやってきたわけではなく、社会人になってから運動不足とストレスの解消を目的に始めました。仕事帰りや休日に、週に1回程度テニスクールに通い、他のスクール生とともにコーチの教えを乞うという、緩いスタイルが合っていたのか、続けられています。昨年は1年間、岡山県で司法修習を受けていたのですが、その間も同期の司法修習生や岡山の弁護士の先生方ともテニスを楽しんでいました。一方、期間が長いだけで、あまり上達している感じがしない、というか非常に伸び悩んでいるのが悲し

日々コツコツと

弁護士 弓削雄翼

本年1月から当事務所にて執務しております弓削雄翼（ゆげゆうすけ）と申します。この場をお借りし、自己紹介をさせていただきます。

1 出身

私は、兵庫県神戸市に生まれました。突然ですが、皆様は、「幸せ運べるように」という曲をご存知でしょうか。この曲は、阪神・淡路大震災の後、地震に負けずに強く生き、傷ついた神戸をもとの姿に戻そうという願いを込めて作られた歌で、神戸市の小学校では授業で必ず習う曲の一つです。

私は、1歳の頃に阪神・淡路大震災を経験したため、当時の記憶はありません。

しかし、当時の映像や写真などの資料と現在の神戸市を比較すると、本当にこの街が被災したのかと思うほど、

震災の面影を感じさせない美しい街並みを取り戻しています。

私は、このような強く美しい街である神戸市に生まれ、震災の復興と共に約26年間を同市で過ごしました。

2 スポーツ少年

私は、5歳の頃から小学校6年生まで少年野球部に所属していました。その当時、幼いながらも、野球が上手になりたいという一心で、欠かさず素振りやランニングに取り組むなど、努



力を惜しみませんでした。その甲斐もあってか、小学校4年生のときには、4番でピッチャーを務め、チームの中心を担っていました。

この経験を経て、私は、自分の目標を定め、その目標に向かって毎日コツコツと努力を続けることの重要性を学びました。改めて自分の人生を振り返ると、後述のとおり、このときの経験がその後の大学受験や司法試験の受験に活かされているのではないかと思います。

なお、余談ではありますが、上記のとおり野球少年であった私は、将来プロ野球選手になりたいという夢を抱いていましたが、不幸にも肘を故障してしまい、プロ野球選手になりたいという私の夢は、ここで潰えることとなりました。もともと、スポーツ少年としての性か、何かスポーツはしてきたいと思いい、その後は、心機一転バスケットボールに打ち込むようになり、NBAが大好きなバスケットボール少年へと変貌を遂げ、今も変わらず熱狂的なNBAファンです。

3 弁護士への思い

私は、小学生の時に、両親が見ていた「HERO」というドラマを見て法律に興味を持ちました。ご存知の方も

質問を弁護士に相談してもよいのか。」と思ったことはありませんでしょうか。

私は、自分自身が長年弁護士になりたいと考えていたこともあり、これまで多くの人から、弁護士に対する印象について意見を聞く機会がありました。その中で、最も多かった意見は、「弁護士は敷居が高い。」というものでした。

確かに、「弁護士」という言葉を聞くだけで、あたかも雲の上の存在であるかのように捉えられる方もいらっしゃるかもしれません。私自身、友人から、弁護士になって少し遠い存在になったように感じると言われたことも

多いとは思いますが、「HERO」といえば、木村拓哉さん演じる検察官を中心とした物語です。もともと、当時の私は、検察官と弁護士の違いもよくわからず、漠然と「弁護士になりたい。」という思いを抱いていました。

他方で、私は上述のとおり、典型的なスポーツ少年でしたので、当時のことを思い返すと、遊びやスポーツに没頭していた記憶がなく、勉強とは無縁の少年でした。そのため、弁護士に対する漠然とした思いは、中学校を卒業するまで変わりありませんでした。

その後、高校に進学し、漠然とした思いが明確なものに変わります。高校に進学して最初に実施された実力テストにて、私は、散々な成績を修め、このままでは自分の将来はどうなるのかと思い悩み、今一度真剣に自分の将来について考えることとなりました。

当時の私は、生意気にも、理不尽なことが大嫌いで、大人になっても理にかなった行動ができる人になりたいと思っていました。また、同級生や後輩から様々な相談を受けることが多く、自分の助言で誰かの役に立てることに非常に喜びや満足感を感じていましたので、将来も誰かの役に立てる職に就きたいと考えました。このように、将来の自分を展望した結果、かねてからの夢であった弁護士であればなりたい

あります。

しかし、私は、弁護士を志したときの思いである、誰かに頼られる人になりたい、誰かの役に立ちたいという気持ちを決して忘れることなく、皆様にとって身近な存在であり、何人も拒まない懐の広い弁護士になりたいと考えています。そして、皆様が何か悩みを抱えた時、「自分の悩みは弁護士に相談するほどのものではない。」などと躊躇することなく頼ってもらえるような弁護士になりたいと考えています。

以上のとおり、身の丈を超えた発言をしてしまいましたが、私自身甚だ無知な若輩者に過ぎません。これから長い年月をかけて、目指すべき弁護士像を実現できるように日々コツコツと努力と研鑽を積み重ねたいと思っています。

今後とも、何卒ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。



4 釣り三昧

私は、自宅が海の目の前にあるということもあり、3歳の頃から釣りをしていました。4歳か5歳の頃には、自力で仕掛けを作れるようになり、中学生の頃には、地元の釣具屋さんから釣果情報の提供を依頼されていたほど、釣り少年でもありました。

5 敷居を低く、身近な存在に

将来的には船の運転免許を取得し、（小さな船で構わないので）自分の船を所有したいと考えています。釣り仲間とともに自分の行きたい場所に行き、思う存分釣りを楽しみたいというのが、私の密かな夢でもあります。

皆様は弁護士に対してどのような印象をお持ちでしょうか。「このような

ご存知ですか、立木登記



弁護士
中世古裕之

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が解除となりましたが、京都はコロナによって観光客、特に外国人観光客の激減による影響が、全国でもとりわけ顕著な地域です。いずれ、企業や個人の倒産、債務整理といった案件が増えてくるのではないかと心配しているところ。さて、最近では、離婚や遺産分割、あるいは交通事故など個人の案件から、太陽光発電事業会社のM&Aや知的財産相談などの企業の案件なども手掛けていますが、珍しい案件として立木（りゅうぼく、たちき）に関するご相談がありましたので、少し立木（登記）の制度について紹介いたします。

山林という土地の定着物として山林＝土地の所有権の一部というだけです。ところが、「立木＝関スル法律」に基づき、立木の所有者によって法務局において立木登記簿が整備されて立木の所有権保存登記（立木登記）がなされると、その立木に関しては生育している土地とは別個独立した不動産として取り扱われることとなります。以後、立木の所有権を譲渡したり、立木に抵当権を設定したりすることができま。山林の土地よりも生育している杉や松の方が価値が高いことから、以前は銀行融資の際の担保対象とされていたこともあるようです。

この立木法の規定による立木登記は全国的にどの程度実行されているかについて、統計を見ますと2019年度で57件219個、2018年度で129件359個です。両年とも不動産登記の全数は1年で1200万件2600、2700万個とされていますので、それから比べると立木登記は極めてまれということができると思

います。ちなみに岐阜県や広島県で立木登記の件数が多いようです。さて、山林の売買をする場合、例えば太陽光発電所の事業所用地として山林を買い受ける等の場合には、山林の所有権登記のほかに立木の登記が実行されていないなどの確認をするなどの注意が必要ということになります。もし立木登記が存在している場合、それが長年放置されていて所有者が行方不明といった事態も考えられます。このような問題が生じた場合には、お気軽にご相談ください。

ご縁を大事に



弁護士
松嶋依子

本年9月で弁護士丸11年を迎えます。新人のころ、感謝の夕べ（顧問

先様等を対象とした宴の会）で、手足が同時に汗そうになりながら、檀上挨拶をしたのが昨日のようです（ご参加いただいた方からの後談で、緊張と入れ込みすぎか、仁王立ちで、大声で話していたことを知りました。）。

振り返れば、様々なお仕事をさせていただきました。

顧問先様等の日常的なご相談や訴訟だけでなく、弁護士になる前から携わりたいと思っていた、高齢者関連の法的業務として、相続、後見等の業務にも多く携わっています。それ以外にも、高齢者関連事業の社外役員に就任させていた

きました。全てのお仕事に共通していることは、携わらせていただくことができたのは、偏にご依頼者、ご関係者との「縁」を頂いたからに他ありません。この場を借りて、全てのご縁に感謝申し上げます。

さて、「縁」に関する小話をひとつ。本日の話です。

先日、30年以上の付き合いがある幼馴染（Yさん）より「そうい

えば、よりちゃん事務所、梅ヶ枝中央法律事務所、所長は山田ヤスオ先生？」と。

Yさん、それはルパンやで・・・と思いつつ（本当は、山田庸男（ツネオ）です）、なぜそんなことを聞いているのか、理由を尋ねました。Yさん曰く、自宅の大掃除の際、大昔の書類の束から当事務所の「轍」が出てきたとのこと。

最初は、私渡した？と思っていたのですが、写真データを送ってもらうと、なんとそこには、赤富士が印象的な「轍」創刊号の表紙が。よくよく聞いてみると、創刊時に轍が当事務所から彼女宅に送られてきたと思う、とのこと（〇〇弁護士、若い！）。

轍の創刊は20年前のことで、当然、私は入所どころか、学生でまだ弁護士にもなっていなかった頃のことです。知人ならともかく、よりによって幼馴染のYさんの自宅に記念すべき「轍」創刊号が届いていたとは。

袖触れ合うも他生の縁と言いますが、なんだか当事務所に入所す

ることが予言されていたようで、事務所（もちろんYさんとも）との不思議な「縁」を感じざるを得ませんでした。

今後、ご「縁」を大切にしつつ、弁護士として精進致します。

弁護士10年目を迎えて



弁護士
氏家真紀子

早いもので、2020年で弁護士となつて10年目を迎えました。

この10年間、顧問先様をはじめ依頼者の皆様や所内のメンバーに支えられながら、弁護士として、充実した道程を歩むことができました。この場を借りて、御礼申し上げます。

入所時に執筆した「轍」の自己紹介文をめくりますと、「依頼者の思いをくみ取り、よりよい解決策

を提示できるよう、多くの知識と経験を得たい」との抱負が述べられていました。今でも、ご相談を受けた際はまずはニーズや「思い」をくみ取り、よい解決策がないか、既存の知識や経験にとらわれないこと、貪欲な姿勢を持つことが重要だと日々感じています。また、クオリティはもちろんですが、スピード感も求められています。これから初心を忘れることなく、真摯に、スピーディーに対応できる弁護士でありたいと思います。

「専門性」

私はこれまで、会社法・金融商品取引法に関連する案件や、M&A、金融法務、上場会社支援に関与するケースが多く、主たる関心分野・専門分野でもあります。

会社法や上場会社に関連する分野は、平成26年の会社法改正や平成27年のコーポレートガバナンスコードの策定など、この10年間で大きく状況が変わり、また、会社法は令和元年改正法の施行が予定

されています。

これからの10年も同様に、時代の流れに並び、新しい法制度が整備されていくことが予想されますが、目まぐるしく変わる分野であるからこそ、皆様からのご相談、ご依頼に適切に対応できるよう、日々研鑽を怠らず、専門性を磨いてまいりたいと思います。

最後に、私事ではありますが、昨年8月に長男を出産しました。仕事ばかりしていた生活ががらりと変わり、今は新しい生活のリズムを模索しているところです。育児は大変ではありますが、子どもとの時間はとても楽しく、また、日々（本日に毎日）成長する様子に刺激を受けています。

弁護士としてはまだ10年。10年後の子どもの成長に負けないよう、弁護士として、また人として、成長できるよう、精進していききたいと思っています。

災害と法

日本は、昔から災害大国と言われています。
東日本大震災、熊本地震、相次ぐ豪雨災害などは記憶に新しいところです。本年においては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響を受け、国内でも様々なところで深刻な影響が生じています。
そこで今回は、新型コロナウイルス被害を典型例としつつ、災害時全般における様々な問題について、法的な観点から検討してみます。紙幅の関係上、説明の一部を割愛させて頂いた部分もございますので、ご不明な点等がありましたら、遠慮無く当事務所宛にお問い合わせください。

職場での感染と損害賠償



弁護士
二宮 誠行

Q

① 当社が経営する飲食店の従業員が新型コロナウイルスに感染しながら勤務していたことが判明し、当店も店内の消毒や一定期間休業を余儀なくされるなど、損害が発生しました。この従業員に対して損害の賠償を請求することはできますか。

② 新型コロナウイルスに感染していた従業員から別の従業員に感染した場合、当社が損害の賠償を求められる可能性はありますか。

A

① 従業員の責任

新型コロナウイルスに限らず、ある人が何らかの感染症の感染原因となった場合、それによって

当然にその人が損害賠償責任を負う訳ではありません。しかし、その人が、自分が感染症に罹患していることを知ったうえで、他者に感染させる危険を知らながら意図的に（故意）、または不注意によって（過失）感染を生じさせた場合、それによって発生した損害を賠償する責任を負うことになります。

ただし、感染症に罹患する危険は誰もがひとしく負っていることから、単に、「感染したかも知れない」というような抽象的な可能性を認識した程度であれば、上記のような故意又は過失を認定することは困難であると思われます。

したがって、他者に感染させたことによって損害賠償責任を負うことになるのは、医学上の検査を受けて陽性反応が出ている場合や陽性反応が出る可能性が相当高い場合など、感染の具体的可能性を認識していた場合に限定されると解されます。

そのため、設問の従業員が、自ら新型コロナウイルスに感染しているという具体的な可能性を認識しながら、そのことを雇用主である飲食店側に告

託しています。

一部製品は、自社工場で製造し、一部の製品は、外国の会社Fに、製造を再委託していました。

① 地震が発生し、日本にある自社工場の一部が倒壊し、操業停止となり、Jに対する納品が遅れました。違約金を支払わなくて済むでしょうか。

② 感染症の感染防止のため、外国の会社Fの工場が操業停止となり、Fからの納品が遅れ、その結果、Jへの納品も遅れました。Jから違約金の請求を受けるでしょうか。またFには、損害賠償請求ができるでしょうか。

A これらの問題は、いずれも「不可抗力」に関わる問題です。

「不可抗力」とは、取引に関わる多くの契約書において、「地震などの天災、戦争、疫病その他の不可抗力により、本契約の規定に従った履行が不可能となった場合には、契約は自動的に終了するものとし、相手方が被った責任について、損害を賠償する責任を負わない。」などと用いられている法律用語です。

一口に「不可抗力」と言っても、多義的であり、「地震」や「疫病」が、契約書において、「不可抗力」の例示に挙がっているからといって、それだけで、履行を遅延せざるを得ない者が免責されるというわけではありません。

結局、「不可抗力」に該当して、免責されるかどうかは、最終的に、裁判所において、多くの要素を総合して判断されることになります。例えば、新型コロナウイルスに関する厚生労働省のホームページにおいて、不可抗力に該当するには、「①その原因が事業の外部より発生した事故であること」「②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であ

げずに勤務し、その結果、他者に感染させたり、その事実が明らかになったことにより、店内の消毒や一定期間休業を余儀なくされた場合には、損害の賠償を請求できる可能性があります。

ただし、従業員からの感染が過失による場合、使用者は従業員を指揮監督してその労働による利益を得る立場にあることから、従業員の過失による損害を全て転嫁することはできないとの考え方（報償責任の原則）から、信義則上、過失が重大な場合に限定されたり、損害のうち一部しか賠償請求が認められない可能性があります。

② 使用者の責任

① 安全配慮義務違反

使用者は、労働者である従業員との間の労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする義務を負っています（労働契約法第5条）。そのため、感染症によって従業員の生命、身体に危険が及ぶ可能性がある場合、使用者は、これを回避すべき適切な措置を講じなければ、安全配慮義務違反として損害賠償責任を負うことになります。

ここで必要とされる適切な措置とは、個々具体的な事情によって個別に判断せざるを得ませんが、新型コロナウイルスの感染に関していうと、感染リスクや感染経路の情報収集と適切な理解、政府を始めとする公的機関が公表する予防方法や対応措置の把握、これらに基づく合理的な衛生上、業務上の措置が科学的、医学的知見・基準に基づいて適切に行われていることが必要であるといえます。

そのため、感染の可能性のある従業員を漫然と勤務させたり、店舗内で手洗いやアルコール消毒の設備を設けないなど、従業員の感染状況の把握

ること」の2つの要件を満たす必要があると解説されています。

① 地震

地震で、工場が倒壊するという事態が、①に該当することは疑いの余地がありません。②については、自社工場の耐震構造が現代の耐震基準を大幅に下回る程度であったことが原因というのであれば、最大の注意を尽くしていたとはいえないでしょうが、東日本大震災のような大規模な地震で倒壊した場合には、当てはまる場合が多いでしょう。よって、このような場合は、不可抗力の契約条項が適用され、Jに対し、違約金を支払う必要はないと主張すべきです。

仮に、契約書を作成していないなど、不可抗力の条項がない場合でも、過失がない限り、損害賠償をしないというのが法の基本ですから、大規模な地震により、納品が遅れた場合、やはりJに対し、違約金を支払う必要がないと主張すべきです。

② 疫病

契約書上の「疫病」に当たるから、「不可抗力」として、納品遅れによりJに生じる損害については責任を負わないと主張したいところです。

しかし、前記のとおり、「不可抗力」に該当するか否かは、最終的に、多くの要素を総合して判断されることになるので、「疫病」というだけで、直ちに、Jに対する損害賠償が免責されるわけではありません。

感染症によるサプライチェーンの混乱は、確かに前記の①に該当するとは言えますが、必ずしも②に該当するとは言えません。感染症が日本を含め、世界的に流行し、世界的にサプライチェーンが混乱している場合には、②にも該当すると言いやすいでしょうが、Jの指示ではなく、コストカッ

災害と不可抗力について



弁護士
三好 吉安

Q 当社は、別会社であるJから、OEM生産を受

トのため、独自判断で委託した先であるFが存在する国だけで感染症が蔓延し、納品が遅れたような場合には、最大の注意を尽くしたとは言えず、不可抗力に該当せず、Jに違約金を支払うべき場合もあります。

Jに違約金を支払うような場合、必ず、委託先のFに損害賠償請求をできるでしょうか。この点、Fの国では、感染症が蔓延していたため、Fとの関係では、納品遅延の原因が不可抗力に該当して、損害賠償を請求できない可能性があります。例えば、今年の新型コロナウイルス流行の際に、中国では、海外の取引先に対する納品遅延について、中国国際貿易促進委員会（CCPIT）が「不可抗力証明書」を発行していたケースがあり、このような場合、損害賠償請求をすることは困難となり、JとFの間で板挟みになるおそれがあります。

ただ現実には、取引先同士で痛み分けをすることが多いので、FやJとの間で、損害を分担するための交渉を続けるべきですが、その前提として、委託先Fからの納品が発生するおそれを認識した時点で、すぐに、Jにそれを伝え、Jが過剰な損害を被らないようにしていることが重要です。

新型コロナウイルスによる業績悪化からの事業再生



弁護士
森 瑛史

Q 新型コロナウイルスの影響で売上が落ち込み、金融機関からの借入金の毎月の元利金の支払いが

を求めることができるという点にあります。

ただし、取引先を一律に含み、また世間に公表されることとなりますので、信用毀損は避けられません。なお、それを避けるため、あらかじめスポンサー候補者を選定して法的手続の申立がなされるケースもあります。

以上2つの方法について説明いたしました、再生の手法は上記に限られるものではなく、個別ケースに応じた配慮が不可欠です。しかし、いかなる場合でも早い段階で検討に着手しなければ選択肢が失われてしまいかねないため、早めにご相談いただくのが重要です。

災害等によるイベントの中止



弁護士
林 友宏

Q 自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大防止等のために参加予定のマラソン大会の中止が決定された場合、すでに支払った参加料は、返金されるのでしょうか。反対に、こちらから結婚式や旅行のキャンセルを申し入れるとキャンセル料の取扱い、どのようになりますか。

1 A 参加料の返金

私は、前号（第40号）の近況報告で、2020年3月1日に開催が予定されていた東京マラソン2020に当選したことをご報告しました。ところが、その後、新型コロナウイルス感染症の感染者が複数確認されたことを受け、東京マラソン

重く、毎月の資金繰りに窮しています。事業本体はなんとかやっていけそうなのですが、これからも支払いが続けられるか不安です。何かいい方法はありませんか。

A 対策① 金融機関に対するリスクジュール

まず、負担を軽減するために、金融機関に対して元金の支払猶予を求め、毎月の支払額を軽減する方法が考えられます。

支払猶予のためには、メインバンクを中心に各金融機関と協議のうえ個別の条件変更を取り付ける形がオーソドックスですが、各金融機関が難色を示す場合、各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会という第三者機関を利用し、業績改善のための計画立案作業の支援決定を受けて、元金支払猶予を要請してもらう方法があります。

なお、前者の方法は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえて、金融庁から各金融機関に対し、既存融資については、元本金利を含めた返済猶予などの条件変更について迅速かつ柔軟に対応すること、新規融資については、緊急融資制度の積極的な実施等について迅速かつ適切に対応することが要請されています。ですので、現在は、通例よりも条件変更等が受け入れられやすい環境にはあるといえます。

また、後者の方法も、新型コロナウイルス感染症特例リスクジュール実施要領が新たに設けられ、従前の細かな要件検討を省いて支援決定を広く認めるとともに、金融機関に対して一括して1年間の元金返済猶予の要請を行うものとされていますので、より利用しやすくなっています。

対策② 債権カットを前提とする抜本再生

対策①の支払猶予措置はあくまで猶予であり、その間に資金繰りが改善すれば問題ありません

2020は、エリート及び車いすエリートの部のみの開催となることと合わせて、エントリーをする際に支払った参加料については、返金しない措置となることが発表されました。一般の部に当選していた私は、大会に参加することができず、参加料の返金はなませんでした。

ここで、参加料が返金されない措置となった理由について調べてみると、募集要項のエントリー規約に基づく記載されており、そのエントリー規約第13項には、次のとおり、規定されています。

「積雪、大雨による増水、強風による建物等の損壊の発生、落雷や竜巻、コース周辺の建物から火災発生等によりコースが通行不能になった結果の中止の場合、関係当局より中止要請を受けた場合、日本国内における地震による中止の場合、Jアラート発令による中止の場合（戦争・テロを除く）は、参加料のみ返金いたします。なお、それ以外の大会中止の場合、返金はいたしません。」

大会の規模を縮小して開催することが決定された2020年2月の時点において、新型コロナウイルス感染症の影響は、同規約第13項に列挙された各事由に該当しない「それ以外」の場合であったと判断されたことから、参加料が返金されなかったものと考えられます。

これに対し、同項において、自然災害として例示されている強風による建物の損壊の発生、落雷や竜巻によりコースの通行ができなくなった場合等が原因となつて、大会が中止となったときは、参加料の返金がなされることになるものと考えられます。

このように、マラソン大会が中止となった場合における参加料の返金の有無は、中止となった理由を踏まえ、参加者とマラソン大会の主催者との

が、既に金融機関からの借入額が多額となっており、将来の返済の見通しが立たない、あるいは不安視される場合（コロナ関連融資によって当面の資金繰りを賄えたものの、将来、当該融資が償還期限を迎えるタイミングで現実的に返済が困難な場合を含みます。）は、抜本的な再生を図ることも検討されるべきです。

抜本的な再生の手法はいくつか考えられますが、既存融資のカットを前提とする場合、主に金融機関のみを対象とする任意整理と、金融機関のみならず取引先を含めた全債権者を対象とする法的手続の2種類に分けられます。

前者の主たる方法は、いわゆる第二会社方式と呼ばれるもので、既存会社の事業を適正な価格で第三者に譲渡し、当該対価と譲渡対象とならなかった資産を現金化したものを弁済原資とし、これを金融機関に対し按分して支払って残額の免除を受け、最終的に既存会社を清算するというものです。この手続きは金融機関のみに債権カットを依頼し、取引先には迷惑をかけず、世間にも公表されないため、会社の信用毀損をおさえることができます。ただし、譲渡価格は金融機関が納得する合理的な金額である必要がありますので、中小企業再生支援協議会や地域経済活性化支援機構（REVIC）といった公正な第三者を関与させるプロセスを経て試みる人が多いです。

他方、後者の方法としては、会社更生手続及び民事再生手続といった再生型の法的手続を利用するというものです。法的手続によるメリットは、全ての債権者（優先債権を除きます。）に対する支払いを強制的に一時棚上げにできる結果、支払予定だった現預金をそのまま確保できることになり、ことや、裁判所の関与する手続きであつて、強制力を持つて多数決の原理に基づいて債権カット

間の合意内容（規約を含みます。）をもとに判断されることとなります。

過去には、台風の影響でマラソン大会が中止となった場合に参加料の返金がなされなかったことがありましたし、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったマラソン大会の中には、諸費用を控除した参加料をクオカードや特定のウェブサイト上で使用できるポイントによって返金されたものもありました。

大会によって、規約の内容や主催者の判断が異なつたことから、参加料の返金の有無やその内容に違いが生じたものと考えられます。

2 結婚式や旅行のキャンセル料

今年は、新型コロナウイルス感染症拡大を懸念しての結婚式や旅行のキャンセルや延期の申入れが相次ぎました。実際に、私が、招待を受けていた結婚式も、新型コロナウイルス感染症拡大に対する懸念から来年に延期する旨の連絡を受けました。このようなイベントをキャンセルしたときのキャンセル料の発生の有無や発生する場合の金額についても、原則として、約款や規約を含む結婚式場や旅行会社との間の合意内容に従って判断されることとなります。

ただ、約款や規約等にキャンセル料についての規定があるだけで、直ちにその規定の内容に従ったキャンセル料の支払義務を負うとは限りません。なぜなら、対象となる契約が消費者と事業者との間で締結された消費者契約である場合には、解除に伴う損害賠償の額の予定や違約金が規定されていても、これらを合算した額が、事業者が生ずべき「平均的な損害の額」を超える部分については、無効とされるからです（消費者契約法第9条第1号）。そのため、例えば、事業者がイベントに向けた準備をまだ開始していない早い時期に

において、高額なキャンセル料が規定されているような場合には、当該キャンセル料が「平均的な損害の額」を超えるものとして、その一部の支払義務を免れることができる場合があります。

災害に伴う業績不振を理由とした解雇の有効性



弁護士
岩田 和久

Q 私は、複数の居酒屋を経営しています。この度、新型コロナウイルスにより政府より営業時間の短縮を要請されて夜8時までの営業となり、外出自粛による来客数の減少もあって売上が大きく落ち込み、さらには一定期間営業そのものの自粛を余儀なくされ、現在働いている従業員全員の給与を支払うことが難しい状況です。苦渋の判断で従業員の一部を解雇することを検討しているのですが、その際に気を付けることはありますか。

A 整理解雇について

1 はじめに

昨今の新型コロナウイルス感染拡大、政府による緊急事態宣言、休業要請等の影響が事業者に与えた営業は甚大です。特にテレワークへの移行が困難な飲食業界やエンタメ業界では前例がない売上減少が生じ、見通しすら立たない業績不振が続き、従業員の解雇を選択せざるを得ない場合もあるでしょう。

ご承知の通り、我が国では、解雇に高いハードルが設けられています。客観的かつ合理的な理由

の存在と、社会通念上相当であることが必要です（労働契約法第16条）。不況や経営不振などの理由により解雇せざるを得ない場合に人員削減のために行う解雇を整理解雇といいますが、使用者側の都合によることが明白な解雇であるため、その有効性は厳格に判断されます。

2 整理解雇の4要素

整理解雇の有効性吟味の4要素は以下の通りで、裁判所の傾向は、①～④要素を総合的に勘案し、整理解雇が解雇権の濫用となるかどうかを判断しています。なお、①の要素は緩やかに判断されやすく、②、③の要素は厳格に検証される傾向にあります。

- ① 人員削減の必要性が存在すること
- ② 解雇回避のための努力義務を果たしていること
- ③ 人選の合理性があること
- ④ 解雇手続の妥当性があること

3 各要素の具体的内容

(1) 人員削減の必要性

人員削減措置が企業経営上の十分な必要性に基づいていること、またはやむを得ないと認められることを意味します。災害の影響による経営の危機的状況では、人件費圧縮のため解雇を行わなければならない企業の維持存続が危ぶまれる程度に差し迫っているケースが散見されると思われますので、この要素は認められやすいと予想されます。

(2) 解雇回避努力義務の履践

解雇回避策を如何に実施してきたかが、極めて重要です。例として、役員報酬の削減、経費削減、新規採用の停止、労働時間短縮や昇給停止、配転、出向、希望退職者の募集など、事案によって個性があるものの、これらを複合的に実施することが求められます。特に、希望退職者の募集は、判例上も労働者の意思を尊重しつつ人員整理を図るう

えで極めて有用な手段と評価されていますので実行すべきです。また、昨今の新型コロナウイルス禍の解雇については、持続化給付金や雇用調整助成金等による資金繰支援策の活用を検討したか否かが検証要素に盛り込まれてくるでしょう。

(3) 人選の合理性

整理解雇対象者の選定は、客観的に合理的な選定基準による公正さが必要です。選定基準は、勤務態度の優劣（欠勤日数、遅刻回数、処分歴等）、貢献度（勤続年数、休職日数等、実績、資格の有無等）、正規雇用者・臨時雇用者の別等、労働者側の客観的な事情（年齢、家族構成等）といった要素で判断し、恣意的な選定、狙い撃ちの選定を避ける必要があります。

(4) 解雇手続の妥当性

労働協約に協議説明義務条項がある場合、協議説明を欠いた解雇はそもそも無効です。協約がなくとも、使用者は労働組合または労働者に対して、人員整理の必要性やその背景事情、整理人数、解雇回避措置の具体的な内容、選定基準などにつき丁寧な説明を行うことが求められます。また、一方的な説明では足りず、労働者からの質疑に対し誠意をもって協議すべき義務を負うとされています。

4 結語

想定外の事態により解雇を余儀なくされる局面がありますが、整理解雇を行う際には、労働者のキャリアを突如として剥奪する効果を伴うことから、慎重な事前の検証が不可欠となります。解雇の有効性を事後的に問われるリスクを回避するためにも、可能な限り、希望退職者を募ることで人員整理を達することが理想であり、早期退職者には優遇措置を設けることも少なくありません。

災害による休業と賃金の関係性



弁護士
日下部 太一

Q 私は、トラックの運送業を営んでいますが、一時的に事業所を閉鎖し、従業員に自宅で待機してもらうことになりました。その、理由が次のそれぞれの場合、私は、従業員に対して、給与を支払わなければならないでしょうか。

(1) 事業所に向かう道が台風による土砂崩れにより崩落し、事業所に停めているトラックを利用できなくなった。

(2) 飛沫感染で感染する感染症が拡大したため、出社よって従業員が感染することを防止する必要が生じた

A 労働と賃金の関係

労働契約とは労働者が労働を使用者に提供し、これに対して使用者が賃金を支払うという契約です。そのため、労働者が労働をしない場合には賃金が発生しないのが原則とされています（これをノーワークノーペイの原則といいます）。

もっとも、労働者が労働をしない理由によって賃金が発生する場合があるとされています。労働者が労働をしない理由が使用者の「責めに帰すべき事由」（これを帰責事由といいます。）による場合には民法第536条2項により賃金の全額が発生します。また、労働基準法第26条には使用者の「責めに帰すべき事由」による休業の場合においては、使用者は、賃金の60パーセントの休業手

当を支払わなければならないと定められています。

このように「責めに帰すべき事由」により労働者が労働できない場合について、民法では全額、労働基準法では6割の賃金の支払いをしなければならなくなっており民法と労働基準法の相互で矛盾していると思われませんが、労働基準法の「責めに帰すべき事由」は民法の「責めに帰すべき事由」よりも広く、経営上の障害であっても天災事変などの不可抗力に該当しない限りはこれに該当すると解釈されており、相互に矛盾していることになりません（条文上は同じ表現で紛らわしいため本稿では、「責めに帰すべき事由」とは特段の注意書きがないかぎり民法上の「責めに帰すべき事由」という意味で使用します）。

以上を簡単にまとめますと、労働ができない理由が、使用者の「責めに帰すべき事由」による場合には賃金の全額、不可抗力以外の経営上の障害による場合には賃金の60パーセントが発生し、天災事変などの不可抗力による場合には賃金は発生しないということになります。

2 Qに対する回答

(1) Q(1)について

事業所に向かう道が台風による土砂崩れにより崩落し、事業所に停めているトラックを利用できなくなったという場合ですが、事業所に停めているトラックを利用できずに、事業を停止する場合は、不可抗力で労働ができない状況となっているため、使用者の「責めに帰すべき事由」にも、労働基準法第26条にも該当せず、賃金は一切発生しないこととなります。

(2) Q(2)について

飛沫感染で感染する感染症が拡大したため、出社よって従業員が感染することを防止する必要が

生じ、事業所を閉鎖した場合はどうなるのかというのは非常に難しい問題です。感染症が拡大しているといっても、トラック自体は動かせるので、労働者が労働できないのは使用者が勝手に事業所を閉鎖しただけであって、使用者の責めに帰すべき事由に該当するとも考えられますし、労働者が労働者の安全を守るという安全配慮義務の履行として事業所を閉鎖することは使用者の「責めに帰すべき事由」には該当せず、さらには天災事変によるものなので、労働基準法第26条にも該当しないという考え方もできます。

昨今の新型コロナウイルスの影響下による緊急事態宣言に基づく自粛要請を受けての事業所の閉鎖については、「使用者の責めに帰すべき事由」には該当しないものの、不可抗力以外の経営上の障害によるものとして、労働基準法26条に基づく賃金の60パーセントの休業手当は支給しなければならぬということを取り扱われていることが多いです。

私見ではありますが、Q1(2)の場合については、労働者の安全を守るという安全配慮義務の履行として事業所の閉鎖した場合には「責めに帰すべき事由」には該当しないものの、一定の感染症予防対策を行えばある程度の安全を確保したうえでトラックを動かしての事業の実施が可能になるため、労働基準法第26条には該当し、賃金の60パーセントの休業手当の支払いは免れないと考えます。

ただし、未だ判例のある問題ではないため、今後の裁判所の判断が待たれるところです。

家賃は下げてもらえますか？



弁護士
増田 広充

Q 国や自治体からの要請で営業を自粛し売上げが激減しました。貸主に賃料の減額を求めている、営業補償がもらえるはずだし、賃料は減額しないと言われてしまいました。しかし営業補償金では赤字は消えません。国の指導に従って困窮したので、なんとかありませんか。

A 新型コロナウイルス拡散防止のため、国は緊急事態宣言を発令し、飲食店や遊興施設等の幅広い業態で営業の自粛を求めました。その結果、大半の店舗が自主的にシャッターを下ろしました。つい2、3か月前のことです。

多数の店舗で売上げが途絶し、その一方で固定経費の支払いに追われ、事業主側は軒並み窮地に立たされました。特に重荷になったのは賃料負担です。自身に何の落ち度もなく、国の方針で休業を強いられたことになるため、せめて賃料を相応に減額して欲しいと願ったとしても理不尽ではありません。

しかし、法的に見ると、借主のそのような思いを認めてもらうことはなかなか困難です。

賃貸借契約では、貸主は、借主がその賃貸物件を使用して収益を上げられる状態にしておけばよいとされます。仮に借主が営業しなかったとしても、貸主は、使用できる状態で賃貸物件を提供すれば貸主としての義務を果たしたことになるので、賃料の全額を請求することができます。

災害等の非常事態が起きた場合の株主総会



弁護士
細川 敬章

Q 1 非常事態が起きた場合、その年の定時株主総会を開催しないことは出来るのでしょうか？

A 会社法では「定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。」（296条1項）と定められていること、定時株主総会を経なければ決算が確定せず配当ができなくなることで、役員の選任もできず人事も止まることから、災害等の非常事態が起きた場合も、定時株主総会を開催しないことは出来ないと考えられます。

Q 2 非常事態の影響で、通常の決算業務や会計監査が毎年の定時株主総会の開催時期までに間に合いません。この場合、株主総会の開催を遅らせることは出来るのでしょうか？

A 一般に、定款で事業年度の末日（毎年3月末日等）を基準日と定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすると定める会社では、基準日から3ヶ月以内に定時株主総会が開催されています（会社法124条2項、296条1項）。

しかし、上記Q1の回答のとおり、会社法は、事業年度の終了後「一定の時期」に定時株主総会を招集しなければならないとだけ定め、事業年度の終了後3か月以内に招集しなければならないと定めているわけではありません。したがって、定

新型コロナウイルスのような天災で借主が賃貸物件にて営業を行うことができなくなったとしても、基本的には同じこととなります。

もともと、台風や大雨で賃貸物件が破損や浸水する等して、賃貸物件の使用に支障が生じるような事態になれば、話は変わります。そのような状態では、借主はその賃貸物件を通常どおりに使用することができないためです。

破損・滅失箇所が、社会通念上あるいは契約書上で貸主が修繕負担するべき箇所であった場合、貸主には、借主が賃貸物件を普段通りに使用できる状態にするため、修繕や再築を行う義務が生じます。

修繕・再築が完了するまでの間、賃貸物件が全く使えなくなれば、その間は貸主が借主に賃貸物件を賃貸するという債務を履行できなかったことになり、借主はこの間の賃料を支払う必要がなくなります。賃貸物件の一部が損傷し、修繕工事中は売り場面積を縮小して営業を続けたというような場合は、その縮小した部分に相当する賃料を支払えばよいということになります。

もともと、修繕期間中に得られたはずの利益の補償を求めることはできません。天災という不可抗力が原因であり、貸主には責任がないと考えられるからです。

他方、たとえば以前から賃貸物件の一部に問題があり、貸主に修理を再々要請していたにもかかわらず先延ばしにされ、その結果、弱い台風だったにもかかわらず賃貸物件が破損し、営業が出来なくなったというような場合は、貸主の責任が問われる可能性があります。

さらに、今般の民法改正によって、本来なら貸主が負担すべき修繕について、要請しても対応してくれない場合や緊急の場合、借主が修繕でき

時株主総会の開催時期を通常の時期よりも遅らせることは出来ると考えられています。

この点に関し、金融庁は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による企業決算・監査業務の遅延への対応として、資金調達や経営判断を適時に行うために当初予定した時期に定時株主総会を開催する場合には、①当該時期に定時株主総会を開催し、取締役の選任等を決議するとともに、計算書類、監査報告等については、継続会において提供する旨の説明を行い、続行（同法317条）の決議を求め、②決算業務、監査業務が完了後直ちに計算書類、監査報告等を株主に提供して株主による検討の機会を確保するとともに、当初の株主総会の後合理的な期間内に継続会を開催することも考えられると示唆しています。

これは、有価証券報告書等の提出期限について、今年の9月末まで一律に延長する内閣府令改正が行われること等を踏まえての示唆であり、状況にもよりますが、定時株主総会開催の必要性と困難性がせめぎあう、災害等の非常事態の場面においても参考になる手続と思われる。

Q 3 いつもの株主総会会場では、新型コロナウイルスの感染のおそれが拭えません。どのような工夫をすることが考えられますか？

A この点、経済産業省及び法務省より、令和2年4月2日付「株主総会運営に係るQ&A」（同年同月28日最終更新）において、以下のような措置をとることが可能との見解が示されています。①株主総会の招集通知等において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために株主に来場を控えるよう呼びかけること、②合理的な範囲内において会場に入場できる株主の人数を制限すること、③発熱や咳などの症状を有する株主に対し、入場を断ることや退場を命じること、④株主総会の時間

るが明記されました。修繕に要した費用は、貸主に請求することが出来ます。また、賃貸物件が滅失して使用できない部分が生じた場合、その割合に応じて賃料が当然に減額されることになりました。

ただし、修繕の必要性の程度や修繕範囲の妥当性などを巡って貸主と争いになる可能性もあるため、できれば貸主に修繕して貰う方が良いかと思っています。

話を戻しますと、新型コロナウイルスが原因により借主が休業せざるを得なくなった場合、貸主にしてみれば自分には責任がありませんので、賃料を減額する義務はないと主張するでしょうし、その主張を覆すことはなかなか難しいと思われる。

新型コロナウイルスによる営業損失に対し、国や自治体は休業した事業者に対して、営業補償や無利子融資、賃料補助等の支援制度を導入しました。

もともと、買掛金や人件費の支払い等に追われ、公的支援金はすぐに底をつくという事業者が多数ではないかと思っています。営業再開後も、すぐに以前の状態に回復する訳ではないため、借主にとって賃料負担が重荷という状態は続くと思います。

法的に賃料の減額を求めることは出来ませんが、借主が廃業になれば貸主も賃料収入が止まることになり、そうなれば共倒れです。このような事態を回避するべく、例えば、景気が回復するまで賃料の一部の支払いを猶予し、経営が順調に戻ってから分割で猶予された分の賃料を弁済するというような方法を模索することはできます。

合意ができた場合は、その旨を書面で取り交わすことにより、後日の紛争を未然に防止することができます。

を短縮すること等々。

いずれも株主の健康に配慮した措置として可能とされていますが、その際には、併せて書面や電磁的方法による事前の議決権行使を認める（会社法311条、312条、298条1項3、4号）などして決議の成立に必要な要件を満たすこと、株主総会に出席する機会を株主から不公正に奪うものとならないよう配慮することも必要とされていますので、株主の健康と株主総会への出席機会の確保の双方について、適切にバランスをとることが必要となります。

また、ハイブリッド型バーチャル株主総会を行うことも考えられます。ハイブリッド型バーチャル株主総会とは、取締役や株主等が一堂に会する物理的な場所で開催する株主総会（リアル株主総会）を開催する一方で、リアル株主総会の場合に在所しない株主がインターネット等の手段を用いて遠隔地から参加・出席することが出来る株主総会のことです。こうした株主総会を実際にとり行うには、技術的に容易でない点あることも指摘されていますが、今年前半に株主総会を開催したいいくつかの会社でこうした株主総会が実施されています。なお、株主総会は、場所を特定することが求められており（同法298条1項1号）、実際に開催する株主総会の場所がない、バーチャルオンリー型株主総会は、現行法上適法に開催することはできないと考えられます。

公正取引委員会との折衝の重要性



弁護士
越知 寛子

第1 改正法の内容

1 令和元年改正独占禁止法の概要

令和元年6月19日に成立した独占禁止法の改正法の主な概要は、以下のとおりです。

① 課徴金制度の改正

現行の課徴金制度が企業の経済・社会活動の変化を受け実社会にそぐわない点が数多く出てきたことから、課徴金制度が大きく改正されました。

ア 課徴金の算定基礎の追加（第7条の2第1項）

改正前は、違反事業者の売上額・購入額のみが算定基礎とされていました。

今般の改正により、企業グループ単位での違反行為等を考慮し、前記に加え、違反事業者から指示や情報を受けた完全子会社等の売上額・購入額等も課徴金の算定基礎に追加されました。

イ 課徴金の算定期間の延長（第2条の2第13項）

改正前は、調査開始日から遡ること最長3年とされていました。

今般の改正により、違反行為の抑止を図る観点から、

調査開始日から遡ること最長10年となりました。

ウ 課徴金算定率の見直し等

改正前は、課徴金算定率は業種別算定率や軽減算定率・割増算定率など様々な定めがあり、その適用において争いになることも多々ありました。

今般の改正により、課徴金算定率の定めが一部廃止されシンプルになりました。

a 業種別算定率の廃止（改正前の第7条の2第1項）

改正前は、課徴金算定率は原則10%ですが、小売業者の場合は3%、卸売業者の場合は2%とそれぞれ課徴金算定率が軽減されていました。そのため、実際の事件においては、違反行為の有無と同程度（またはそれ以上）に、違反事業者の業種の認定が重要であり大きな争点となっていました。

近年は事業活動の多様化に伴い業種の区別が困難になりつつあり、企業グループ単位で見れば製造業というべきところ卸売業としての課徴金算定率が適用される事例も存在したなどの理由から、業種別算定率が廃止され、業種の如何にかかわらず、原則10%となりました。

b 早期離脱者に対する軽減算定率の廃止（改正前の第7条の2第6項）

改正前では、調査開始日の1ヶ月前までに違反行為をやめた事業者（実行期間が2年未満に限る。）には、課徴金算定率が2割軽減（課徴金算定率が10%の場合は、8%）されていました。

しかし、実際の適用事例が趣旨に合致していないとの理由から、改正法において削除されました。

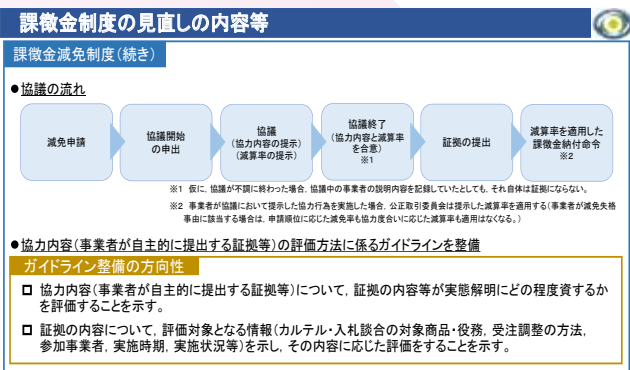
c 中小企業算定率の適用の限定（第7条の2第2項）

違反事業者が独占禁止法にて定義する中小企業に該当する場合は、課徴金算定率が6割軽減（10%であれば4%）されます。

改正法において、中小企業算定率の適用を受ける事業者を、実質的な中小企業すなわち当該違反事業者の属する企業グループ内に大企業が1社も存在しない場

① 公正取引委員会との協議

調査協力減算制度においては、事業者が事件の真相解明に資する事実の報告または資料の提出をする前に、減算率を含めた合意をすることとされました。具体的な流れは以下のとおりです。



出展：公正取引委員会 HP より

2 改正独占禁止法の施行日

上記以外にも改正点があり、一部はすでに施行されておりますが、上記でご説明させていただきました多くの改正内容は、公布の日（令和元年6月26日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされておりま。

ですので、遅くとも令和3年1月25日には改正法が施行されます。

主な改正項目	施行日
・課徴金制度の改正 ・課徴金減免制度の改正（調査協力減算制度の導入） ・課徴金の延滞金の割合の引下げ ・犯罪調査手続きにおける電磁的記録の証拠収集手続の整備 ・再度違反事業者に対する課徴金の割増算定率計算の改正 ・検査妨害等罪における法人等に対する罰金額の上限の引上げ等	遅くとも令和3年1月25日（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）
・犯罪調査手続きにおける電磁的記録の証拠収集手続の整備	施行済（令和2年1月1日施行）
・再度違反事業者に対する課徴金の割増算定率計算の改正 ・検査妨害等罪における法人等に対する罰金額の上限の引上げ等	施行済（令和元年7月26日）

第2 公正取引委員会との協議・折衝の重要性

このように、改正法においては、課徴金減免制度の実効

合に限定することとされました。

d 再度違反事業者に対する割増算定率の適用の拡大（第7条の3第1項）

改正前は、過去10年の間に課徴金納付命令を受けたことのある事業者に対しては、課徴金算定率が15倍（10%であれば15%）とされていました。

今般の改正により、当該違反事業者の完全子会社が過去10年の間に課徴金納付命令を受けたことがある場合など、適用の範囲が拡大されました。

e 主導的違反事業者に対する割増算定率の適用の拡大（第7条の3第2項）

改正前は、当該違反行為を企て、かつ、他の違反事業者に対して違反行為をやめないことの要求等を行うなど、主導的役割を果たした事業者に対しては、課徴金算定率が15倍（10%であれば15%）とされていました。

今般の改正により、主導的役割を果たした事業者の対象範囲が拡大され、隠蔽・仮装行為の要求等を行った事業者や、課徴金減免制度等の不利用の要求等を行った事業者に対しても、割増算定率が適用されることとなりました。

② 調査協力減算制度の導入

ア 調査協力減算制度の導入及び適用事業者数の上限撤廃
現行の課徴金減免制度は、法定事項を報告しさえすればその時点で申請順位が確定し、申請順位に応じて一定の減免率が得られる制度です。この報告内容は違反行為の概要等項目が限定されているため、課徴金減免申請においてはその内容の具体性・正確性よりは、申請までのスピードすなわち申請順位を確保することが重要でした。

しかし、今般の改正により、課徴金減免申請後の事業者の調査協力インセンティブを高めるとい観点から、減免申請者数の上限を撤廃し、かつ、申請順位に応じた減算率に加えて、事業者の協力度合いに応じた減算率を付与する調査協力制度が導入されました。

性をより高めるとい目的から、事業者から広く情報提供を受け、その中でより有益な情報を提供した事業者に対し、最大限のメリットを享受させようという内容に大きく変わりました。

もつとも、課徴金減免制度は、公正取引委員会が既に把握していない事実を報告し、それに関する資料を提出しなければなりません。すなわち、課徴金減免制度のメリットを最大限享受するためには、事業者としては、公正取引委員会がすでに把握している事実とそうでない事実を切り分け、自社のもつ情報や資料の中で如何なる情報が公正取引委員会にとって有益な情報となるのかを判断する必要があります。

改正独占禁止法においては、上記のとおり、いわゆる裁量型課徴金制度に近い「調査協力減算制度」が導入され、調査協力を図る前提として、公正取引委員会と事業者との協議が義務付けられました。事業者としては、この協議のなかで、公正取引委員会がすでに把握している事実の内容や公正取引委員会が欲している情報を探り、それを踏まえて公正取引委員会に調査協力を行わなければなりません。これには、やはり独占禁止法そのものに対する知識や公正取引委員会による調査に対する知識・経験が重要となります。

これまでの課徴金減免制度においても、独占禁止法違反被疑事実の有無についての社内調査としての資料の精査・関係者へのヒアリング・課徴金減免申請書類の作成など専門的な知識が必要な作業がほとんどであり、弁護士がこれらを担っている事実がほとんどでした。今後は、これらに加えて、より高い課徴金減算率を得るためには、課徴金減免申請後の公取委との協議・折衝が非常に重要となってまいります。

弊所では、競争法分野の事案については、公正取引委員会にて実際に独占禁止法被疑事件の調査を多数担当してまいりました当職の他にも、これまで公正取引委員会との折衝を数多く経験した弁護士や競争法分野と知財法分野の双方を得意とする弁護士などがチームで対応させていただきま。ぜひご相談いただければと存じます。



新型コロナウイルス感染症に関する 税制上の措置

日本経営ウィル税理士法人 税理士 座間昭男



新型コロナウイルス感染症の影響による経済状態の悪化のなか、緊急経済支援策の利用は重要なものとなっています。今回、税制上の措置をまとめました。

(国税関係)

1. 申告・納付期限の延長(個別延長)

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付することが困難な場合には、申告・納付期限の延長を個別に申請することにより、個別延長されます(申告所得税、贈与税、相続税、消費税、法人税、地方法人税及びその他の手続き)。個別延長の申請は、別途、申請書等を提出する必要はなく、申告書等の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記することで足ります。

2. 納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置(自粛等)に起因して、多くの事業者の収入が急減している状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税について、一時に納付することが困難な場合には、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられました(令和2年2月1日から令和3年1月31日に納期限が到来する国税。中間納付等についても適用可)。地方税においても同様の対応が設けられています。

収入の相当の減少とは、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期比20%以上減少していることをいいます。

3. 欠損金繰戻しによる還付制度の特例

現在、中小企業(資本金1億円以下の法人)に認められている青色欠損金の繰戻し還付について、中堅企業(資本金1億円超10億円以下)の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた青色欠損金についても、適用できることとされました。

4. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制が拡充され、その対象に加えられました。即時償却又は7%(資本金が3000万円以下の法人は10%)の税額控除が認められます。

5. 寄付金控除

文化芸術・スポーツイベント等を中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等に対し、寄付金控除又は所得税額の特別控除が適用されます。対象金額は20万円を上限とします。地方税においても同様の対応が設けられています。

6. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症等の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローンの利用による新築した住宅、取得した建売住宅又は中古住宅、増改築等を行った住宅に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たす場合(令和3年12月末までに入居等)には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除が適用できます。

地方税においても、適用要件の弾力化に対応した措置が設けられています。

7. 消費税の課税選択の変更に係る特例

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の1か月以上の期間の事業等の収入が、著しく減少(前年同期比概ね50%以上)している事業者は、税務署に申請し承認を受けることで、課税期間開始後であっても、事業者免税点制度を選択する(又はやめる)ことができます。

8. 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

公的金融機関や民間金融機関が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う、特別な貸付けに係る契約書については、印紙税が非課税とされます。

(地方税関係)

9. 固定資産税等の軽減措置

売上が減少した中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が1/2又はゼロとされます。

10. 最後に

税制上の措置の詳細や手続き等のほか、助成金、給付金や補助金等、資金繰り支援策などにつきましても、ご相談ください。このような経済的な危機にこそ、それぞれが置かれた状況の中で、活用できるものは活用し、この難局を共に乗り越えて行きたいと思っています。

日本経営グループ 日本経営ウィル税理士法人

TEL 06-6868-1069 (担当：座間)

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、
企業再生、不動産活用、M & A、IPO 支援 など



海賊版対策に係る 著作権法改正について



弁護士
馬場 剛

1 去る令和2年6月5日、著作権法が改正されました。注目される改正点として、「インターネット上の海賊版対策の強化」が謳われており、具体的には、近時巷をにぎわせた「漫画村」等、インターネット上に違法アップロードされた著作物(以下「侵害コンテンツ」といいます。)を利用可能にするサイト(以下「リーチサイト」といいます。)への対策、及び著作物全般の私的ダウンロード違法化の二つがあります。

これらの改正により、海賊版被害の拡大が防止され、コンテンツ産業の振興や著作権法の目的である「文化の発展」に資すると説明されています。

2 改正内容の説明に先立ち、インターネット上の海賊版に係る著作権の問題にはどのようなものがあるのか、行為態様ごとに簡単にご説明します。

(1) まず、著作権者に無断で音楽、動画、漫画、イラスト等といった著作物をインターネット上にアップロードするという段階があります。現行法でも、このような行為は基本的に著作権侵害となります。

(2) 次に、そのようにしてアップロードされた侵害コンテンツのリンクされたURLが大量に貼り付けられ、「**今なら無料で読み放題!!ここをクリック↓↓↓↓**」等の煽り文句でネットユーザーを殊更に侵害コンテンツに誘導するのがリーチサイトです(法文上は「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という名称です)。リーチサイトには侵害コンテンツ自体がアップロードされている訳ではなく、あくまでもサイト上に貼り付けられたURLを通じて、ネットユーザーにおける侵害コンテンツの利用を容易にするものです。しかし、権利者団体による調査によれば、あるリーチサイトによって3000億円分の出版物がタダ読みされ、漫画家・出版社の売上が20%減少したとも試算されており、従前から問題視されてきました。

(3) 最後に、ネットユーザーが、アクセスした侵害コンテンツをダウンロードするという段階があります。なお、ダウンロードのような複製行為は、著作権者に無許諾で行うと著作権侵害となりますが、例外的に、私的利用目的で行う場合は非侵害とされます(著作権法30条1項)。

ただし、例外の例外として、現行法でも、それが違法にアップロードされたものであると知りながら、デジタ

ル方式の音楽・映像をダウンロードする行為は、私的利用であっても違法となります(同項3号)。

(4) 今回の法改正は、このうち(2)及び(3)の段階の行為に関わるものです。

3 リーチサイト対策について

今回の法改正は、リーチサイトを運営する行為、及びリーチサイトに侵害コンテンツのURLを掲載する行為を規制するものです。前者は、リンクを削除できるのにサイト運営者が放置したような場合に、後者は、それが侵害コンテンツであることを知りながら又は知ることができたのに当該侵害コンテンツのリンクされたURLをリーチサイトに掲載する等の場合に、著作権侵害とみなされ、民事上の責任を問えることとなります。また、いずれの行為も刑事罰の対象となります。

4 ダウンロードの違法化・刑事罰化について

改正法では、「例外の例外」となる場面が音楽・映像のダウンロード以外にも及ぶこととなり、私的利用目的であっても、漫画や雑誌等を侵害コンテンツと知りながらダウンロードする行為を違法とするものです。

もっとも、このような違法化対象の拡大に対しては、インターネット上での国民の正当な情報収集等が過度に萎縮し、かえって二次創作等の表現活動が制限されるおそれがある等の反対意見も根強かったため、今回の改正では、スクリーンショットや生配信等で付随的に写り込む場合、漫画の1コマ～数コマ等の「軽微なもの」のダウンロード、二次創作作品のダウンロード、「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情」の認められる場合は、違法化の対象から除外されました。これによって国民への萎縮効果に配慮しつつ、海賊版対策の実効性を確保することとされています。

さらに、行為の悪質性の高いものは刑事罰化もされており、著作物の正規版が有償で提供されていること、及び、継続的又は反復的にダウンロードを行う場合といった加重要件を充たす場合には刑事責任も課されます。

5 私的ダウンロードの違法化は私達の日常生活にも深く関わり得る部分であり、今後ご注意ください。本紙にてご紹介させて頂きました。

債権差押えと消滅時効の中断 (消滅時効の中断の効力が生じるために、債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることの要否)

最高裁令和元年9月19日判決(最高裁判所民事判例集73巻4号438頁)



弁護士 杉野龍太

1. ポイント

債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断の効力が生じるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しない。

2. 事案の概要

Ｙは、平成 12 年 4 月、Ｘに対し、弁済期を同年 8 月 27 日として 336 万円を貸し付けた（以下、この貸付けに係る債権を「本件貸金債権」という。）。ＸとＹとの間で、平成 12 年 8 月、本件貸金債権について金銭消費貸借契約公正証書（以下「本件公正証書」という。）が作成された。本件公正証書には、Ｘが本件公正証書記載の債務の履行を遅滞したときは直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている。

Ｙは、平成 20 年 6 月、裁判所に対し、本件公正証書を債務名義とし、本件貸金債権を請求債権として、Ｘの株式会社Ａ銀行に対する貯金債権の差押えを申し立て、これを認容する債権差押命令（以下「本件差押命令」という。）が発せられ、同年 7 月 3 日までにＡ銀行に送達された（以下、本件差押命令による差押えを「本件差押え」という。）。

もっとも、本件差押命令については、Ｘが申立書記載の債務者住所に居住していなかったために、Ｘへの送達がなされず、その後Ｙから、再送達の上申や公示送達の申立てもなされないまま、本件貸金債権の弁済期より 10 年後の平成 22 年 8 月 27 日が経過した。

本件は、Ｘが、本件差押命令正本の送達がないため、本件貸金債権はその弁済期から 10 年が経過したことにより時効消滅していると主張して、本件公正証書の執行力の排除を求めるべく提起した、請求異議の訴えであり、Ｘの了知しない本件差押えによって、消滅時効の中断の効力が生ずるかが争われた。

- 第一審判決
 Ｘの請求を認容（消滅時効は中断しない）。

債権差押えによる時効中断の効力を解釈する上では、民法 155 条（※）の趣旨を類推し、債権者が差押命令正本の債務者への送達を完了するために自身がなすべき手続を行わずに放置して差押手続の完了を頓挫させ、本来の時効期間を超えて更に長期間が経過してもなお当該債権の債務者に対して債権差押命令正本の送達等がなされなかったような場合には、債務者が差押手続の開始を知らなかったことで不測の不利益を被ることがないよう、債権差押えによる時効中断の効力は生じていないと解するのが相当である。

Ｙが控訴。

（※）…民法 155 条（現民法 154 条に対応）

差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。

【典型的な適用場面】

- 物上保証人に対する抵当権の実行
- 債務者や債務者の代理人以外の者が占有する債務者の財産の差押え

- 控訴審判決
 控訴棄却（消滅時効は中断しない）。

民法 155 条（現民法 154 条）の法意に照らせば、債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断の効力が生ずるためには、当該請求債権の消滅時効期間が経過する前に債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要するというべきである。

Ｙが上告。

3. 最高裁の判断

破棄自判。Ｘの請求を棄却（消滅時効は中断する）。

民法 155 条は、差押え等による時効中断の効力が中断行為の当事者及びその承継人に対してのみ及びとした同法 148 条の原則を修正して差押え等による

時効中断の効力を当該中断行為の当事者及びその承継人以外で時効の利益を受ける者に及ぼす場合において、その者が不測の不利益を被ることのないよう、その者に対する通知を要することとした規定であると解され、差押え等による時効中断の効力を当該中断行為の当事者又はその承継人に生じさせるために、その者が当該差押え等を了知し得る状態に置かれることを要するとする趣旨のものであると解することはできない。しかるところ、債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断において、その債務者は、中断行為の当事者にほかならない。したがって、上記中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しないと解するのが相当である。

そして、認定された事実関係によれば、本件差押えにより本件貸金債権の消滅時効は中断しているというべきである。

4. 解説

- 債権差押えの場合、一般に、債務者による執行免脱を予防する目的で、まず第三債務者（本件ではＡ銀行）に差押命令正本が送達され、これにより差押えの効力が生じた後に債務者（本件ではＸ）に差押命令正本が送達されることとなります。そのため、申立書記載の債務者住所への送達が奏功しないことが明らかになり、裁判所がその旨を債権者（本件ではＹ）に連絡した時点では、既に陳述催告に応じて提出された第三債務者の陳述書により、差押債権が存在しないこと又は僅少であることが判明していることが少なくなく、これにより手続続行の意欲をなくした債権者が、再送達の上申や公示送達の申立てなど、債務者への送達を完了するために自身のなすべき手続を行わずに、長期にわたり放置するといった事態がしばしば見られるところです。

本件は、債権執行において、実務上相当数存在すると思われる上記のような事案につき、請求債権の消滅時効の中断の効力が生ずるか否かが争われたものです。

- 第一審及び控訴審は、かかる場合に、差押命令の申立てによって直ちに請求債権の消滅時効の中断の効力が生じるとすれば、債務者において不測の不利益が生じ得ること等を考慮し、民法 155 条（現民法 154 条）の趣旨を類推し、又は同条の法意に照らし、消滅時効期間経過前に債務者が差押えの事実を了知し得る状態に置かれない限り、当該差押えに係る請求債権について時効中断の効力は生じないとの判断

をしたものです。

- しかしながら、民法 155 条（現民法 154 条）は、原則として中断行為の当事者及びその承継人間に限り相対的に生じる時効中断効を、例外的にそれ以外の者で時効の利益を受ける者に拡張する場合に、その者の不測の不利益を避けるため、その者に対する通知を要することとした規定であるとされています。

この点、債権執行における差押えは、債務者自身に対して、差押債権の処分を禁ずる効果を生じさせるものであって（民事執行法 145 条 1 項）、債務者は、請求債権の消滅時効の中断行為の当事者にほかならないため、当事者及びその承継人以外の者への時効中断効の拡張を旨とする民法 155 条（現民法 154 条）を、債権執行の場面に適用又は類推適用することは困難であり、同条の「法意」として、債務者保護の観点のみを取り上げ、時効中断効の発生のために債務者に対する通知を要するものと解することも困難であると考えられます。

また、債権執行において、債務者に対する差押命令の送達の有無は、差押えの効力とは無関係であり、民法上も、債務者における中断事由の了知を、時効中断効の発生と関連付ける規定はありません。

本判決は、以上の理解に基づき、債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しない旨判断したものと解されます。

- もっとも、本判決を前提とすると、債務者に対する差押命令の送達が奏功しなかった場合に、債権者が、債務者の所在調査等を怠る一方、時効中断効を維持させるため、差押命令申立ての取下げを行わないまま長期間にわたり手続を放置する事例が助長されるとの懸念がないとはいえません。

この点について、改正民事執行法 145 条では、債権執行において、執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合、債権者に対し相当の期間を定め、その期間内に送達をすべき場所の申し出等をすべきことを命じることができることとされ（同条 7 項）、債権者が上記申し出をしないときは差押命令を取り消すことができることとされました（同条 8 項）。そして、差押命令が取り消された場合、当該差押えにより、時効は更新されないものの（改正民法 148 条 2 項ただし書）、取消後 6 か月間は、時効の完成は猶予されることとなります（同条 1 項 1 号）。これらを踏まえた運用がなされることにより、上記の懸念についてはある程度の解決を期待することができるものと考えられています。

皆様は、動脈硬化など関係ないとお考えではありませんか？それが恐ろしい病気なのです。

私が敗戦時の食糧難の時代を過ごした頃は、巷には食用肉などありませんでした。稀に臓物の肉を食べることができましたが、その中に牛の動脈が入っていたのです。当時、私は子供でしたから肉を食べたくて飲んででも食べたもので、動脈は少し噛んでも固くて噛み切れず、丸のみしていました。ところが、動脈の中には、簡単に縦に簡単に裂いて食べられる動脈がありました。

それが医師になってみて、あの動脈は動脈硬化を起こした動脈だったのだと気が付きました。動脈硬化は悪玉コレステロールと中性脂肪の増加で起きます。症状としては高血圧が先ず起こります。その結果、弱く裂け易くなった動

脈が膨れて大動脈瘤や脳動脈瘤が裂けて、脳出血や大動脈の破裂といった大出血が起きます。また、血管に出来た小さい裂け目に出来る血栓症を発症し、脳血栓や心筋梗塞など生命の危機を迎えることになります。

診断は簡単です。両手両足の血圧を測定する器械で脈波速度を測定すると、年齢より若い血管か、或いは老人程度の血管であるかが測定できます。

予防法は、血中のコレステロールと中性脂肪を下げる良い薬が発売されています。降圧薬でもアジルバ、プロプレス、イルベタン等によく血管を若返らせてくれる薬品です。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。
ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆ 顧問先様用Eメール相談

consul@umegae.gr.jp

弁護士法人

梅ヶ枝中央法律事務所

□ 大阪事務所／大阪市北区西天満4丁目3番25号
〒530-0047 梅田プラザビル4階
TEL 06 (6364) 2764 FAX 06 (6311) 1074

□ 東京事務所／東京都港区西新橋3丁目6番10号
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302
TEL 03 (5408) 6737 FAX 03 (5408) 6738

□ 京都事務所／京都市下京区室町通綾小路 upper 鶏鉾町480番地
〒600-8491 オフィスワン四条烏丸1002号室
TEL 075 (353) 5375 FAX 075 (353) 5374
e-mail : office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかに対応をさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

題 字：藤尾 政弘

表紙写真撮影者：山田 庸男

表紙写真撮影場所：長崎県 五島列島福江島の大瀬崎灯台

山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp

林 醇
a-hayashi@umegae.gr.jp

二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp

増田 広充
masuda@umegae.gr.jp

細川 敬章
hosokawa@umegae.gr.jp

河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp

松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp

林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp

犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp

渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp

甲斐 一真
kai@umegae.gr.jp

戀田 剛
koida@umegae.gr.jp

杉野 龍太
sugino@umegae.gr.jp

弓削 雄翼
yuge@umegae.gr.jp

渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp

中世古裕之
h-nakaseko@umegae.gr.jp

西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp

三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp

大森 剛
omori@umegae.gr.jp

越知 覚子
ochi@umegae.gr.jp

松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp

氏家真紀子
ujiie@umegae.gr.jp

岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp

森 瑛史
mori@umegae.gr.jp

日下部太一
kusakabe@umegae.gr.jp

松久 僚成
matsuhisa@umegae.gr.jp

才木 晴幹
saiki@umegae.gr.jp

柴田 大樹
shibata@umegae.gr.jp

公益財団法人 梅ヶ枝中央きずな基金

TEL 06-6364-2802 <https://www.kizuna-umegae.jp/>

事務局／〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所内

振込口座

□ 三菱UFJ銀行	大阪中央支店	普通預金 0175756	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん
□ 池田泉州銀行	堂島支店	普通預金 106036	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん
□ ゆうちょ銀行	四一八支店	普通預金 4878695	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん